

自動車事故対策費補助金交付要綱

平成 28 年 度

国土交通省自動車局

自動車事故対策費補助金交付要綱

昭和55年 9月12日

自 保 第151号

改正 昭和56年 4月28日 同 21年 5月18日

同 57年 3月19日 同 22年 3月19日

同 57年 4月 6日 同 23年 3月25日

同 58年 4月20日 同 24年 3月30日

同 59年 4月18日 同 25年 3月25日

同 60年 4月23日 同 25年 7月16日

同 61年 4月14日 同 26年 3月26日

同 62年 6月 4日 同 27年 3月27日

同 63年 4月 8日 同 28年11月21日

平成元年 6月 8日

同 2年 6月 8日

同 3年 4月12日

同 4年 4月 9日

同 5年 4月 1日

同 6年 6月23日

同 7年 4月28日

同 8年 5月10日

同 9年 5月30日

同 10年 6月17日

同 11年 5月31日

同 12年 7月11日

同 13年12月14日

同 14年 4月24日

同 15年 6月 9日

同 15年11月 7日

同 16年 4月 7日

同 17年 3月28日

同 18年 3月17日

同 18年12月20日

同 19年 3月23日

同 20年 3月14日

同 21年 3月10日

(総 則)

第1条 自動車事故対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、別に定めのある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目 的)

第2条 この補助金は、自動車の運行の安全の確保に関する事業、自動車事故による被害者の援護に関する事業等を助成することにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに、被害者の保護を増進することを目的とする。

(補助対象事業等)

第3条 この補助金の補助対象事業、補助対象事業者（以下「事業者」という。）、補助対象経費並びに補助率は別表によるものとし、補助金の額は、予算の範囲内において定めるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付申請をしようとする者は、別紙第1号様式による自動車事故対策費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に添付書類を添えて、補助対象事業ごとに別表に定める日までに国土交通大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、別表に定める補助対象事業のうち、自動車事故医療体制整備事業（短期入院協力事業及び短期入所（ショートステイ）協力事業）に係る補助金の交付申請をしようとする者は、年度内（大臣が別に定める場合はその定める期間）に実施した当該補助対象事業について別紙第1の2号様式による申請書に添付書類を添えて、別表に定める日までに大臣に提出しなければならない。

3 第1項に規定するほか、別表に定める自動車運送事業の安全総合対策事業に係る補助金の交付を受けようとする事業者のうち、年度内（大臣が別に定める場合はその定める期間）に、ASVの導入に対する支援事業、運行管理の高度化に対する支援事業及び過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援事業に関する機器の導入を実施した者は、別紙第1の3号様式による申請書に添付書類を添えて、別表に定める日までに大臣に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第5条 大臣は、前条第1項の規定に基づき、事業者から申請書の提出があったときは、所要の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、別表の定めるところにより交付決定を行う。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。

2 大臣は、前項の交付決定をしたときは、すみやかにその決定の内容を別紙第2号様式による自動車事故対策費補助金交付決定通知書により事業者へ通知するものとする。

3 大臣は、前条第2項及び第3項の規定に基づき、事業者から申請書の提出があったときは、所要の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、別表の定めるところにより交付決定及び額の確定を併せて行う。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定及び額の確定を行うものとする。

4 大臣は、前項の交付決定及び額の確定をしたときは、すみやかにその決定の内容等を別紙第2の2号様式及び第2の3号様式による自動車事故対策費補助金交付決定及び額の確定通知書により事業者へ通知するものとする。

5 前項の規定により交付決定及び額の確定について通知を受けた事業者に関しては、第7条から第11条までの規定は適用しないものとする。

6 大臣は、第1項及び第3項の交付決定に際して、必要な条件を付すことができる。

(交付申請の取下げ)

第6条 補助金の交付決定を受けた事業者は、補助金の決定の内容又はその条件に不服があるときは、補助金の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請を取り下げることができる期限は、前条の通知があった日から20日以内に、別紙第3号様式による自動車事故対策費補助金交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。

(補助対象事業の計画変更の申請)

第7条 事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、次項に掲げる軽微な変更を除き、あらかじめ別紙第4号様式による補助対象事業の計画変更承認申請書を大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 補助対象事業の内容の変更にあつては、事業の目的及び主な内容の変更以外の変更であつて、補助金の額に変更を生じないもの又は変更を生じる補助金の額が当該変更に係る費目の補助金の額（当該変更が複数の費目に係る場合にあつては、いずれか少ない費目の額）の20%以内であるもの。
- (2) 補助対象経費の配分の変更にあつては、経費の中の費目相互間における流用であつて、その額がいずれか少ない費目の額20%以内の変更。

（補助対象事業の中止又は廃止の承認申請）

第8条 事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ別紙第5号様式による補助対象事業の中止（廃止）承認申請書を大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

（事故報告）

第9条 事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、別紙第6号様式による補助対象事業事故報告書をすみやかに大臣に報告しなければならない。

（実績報告）

第10条 事業者は、補助対象事業が完了した日（補助対象事業が介護料支給業務である場合は、年度内で最後に介護料を支給した日）若しくは廃止の承認があつた日から1月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙第7号様式による補助対象事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第11条 大臣は、前条に規定する実績報告書を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別紙第8号様式による自動車事故対策費補助金の額の確定通知書を当該事業者に通知するものとする。なお、補助金の額の確定の方法は別表に定めるところによる。

（補助金の支払請求）

第12条 事業者は、第5条第4項に規定する補助金の交付決定及び額の確定通知並びに前条に規定する補助金の額の確定通知を受けた場合は、別紙第9号様式による自動車事故対策費補助金請求書を提出するものとする。ただし、大臣が必要と

認められた場合は、補助金の全部又は一部について概算払の請求をすることができる。

(交付決定の取消)

第13条 大臣は、第8条の規定による補助対象事業の中止又は廃止の承認申請があった場合及び次の事由に該当する場合には、第5条第1項及び第3項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合。
- (2) 事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、交付決定後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

(返還命令)

第14条 大臣は、次の事由に該当する場合には、原則交付した補助金の全部又は一部の返還を期限を付して命ずるものとする。

- (1) 第12条ただし書の規定による概算払い請求が行われた補助金であって、第12条の規定による交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合。
- (2) 前条の取消をした場合において、その取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合。
- (3) 別紙第11号様式で報告した事業者のうち、補助金返還相当額が生じた場合。

2 大臣は、前条第1号から第3号の取消による返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

3 第1項の補助金の返還時期は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 事業者は、補助対象経費で取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。別に定める期間を経過しない財産（ただし、取得価格が50万円未満のものにあつては、事故防止対策支援推進事業により取得したものに限る。）については、大臣の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、売払、貸付け又は担保（以下「処分」

という。)に供してはならない。

2 事業者は、前項の財産の処分をしようとするときは、あらかじめ別紙第10号様式による財産処分承認申請書を大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

3 大臣は、前項の財産の処分について承認しようとするときは、当該財産を処分したことにより収入が生じたときは補助金の範囲内で全部又は一部を国に納付させることとする。

(帳簿の保管義務)

第16条 事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿等を備え、補助対象事業完了後5年間保存しなければならない。

(提出部数)

第17条 この要綱に定める申請書、その他の書類の提出部数は、3部(正本1部、副本2部)とする。

(実施要領)

第18条 第4条第1項及び第2項の申請書並びに第11条の実績報告書の記載方法その他この要綱の実施の細目は、別添の補助対象事業ごとの自動車事故対策費補助金交付要綱実施要領等に定めるところによる。

附 則

1. この要綱は、昭和55年度の補助金から適用する。
2. 自動車事故対策費補助金交付要綱(自動車事故相談及び示談あっ旋事業の部、救急医療設備整備事業の部)(昭和44年8月15日自保第191号)、自動車事故対策費補助金交付要綱(自動車運転者安全運転推進事業の部)(昭和47年9月20日自保第201号)、自動車事故対策費補助金交付要綱(自動車整備管理推進事業の部)(昭和48年6月4日自保第111号)、自動車事故対策費補助金交付要綱(道路交通情報整備事業の部)(昭和49年7月12日自保第165号)、自動車事故対策費補助金交付要綱(交通遺児修学援助事業の部)(昭和50年8月29日自保第195号)、自動車事故対策費補助金交付要綱(自動車事故防止事業の部)(昭和51年8月23日自保第141号)、自動車事故対策費補助金交付要綱(高等学校交通遺児授業料減

免事業の部) (昭和51年8月25日自保第148号)、自動車事故対策費補助金交付要綱(交通安全国民運動推進事業の部) (昭和51年9月29日自保第164号)、自動車事故対策費補助金交付要綱(交通安全国民運動推進事業—交通安全母の会—の部) (昭和52年11月1日自保第201号) 及び自動車事故対策費補助金交付要綱(模擬運転装置整備事業の部) (昭和53年12月25日自保第248号) は廃止する。

附 則 (昭和57年3月19日自保第55号) (昭和57年4月6日自保第93号)

1. この要綱は、昭和57年度の補助金から適用する。

附 則 (昭和58年4月20日自保第93号)

1. この要綱は、昭和58年度の補助金から適用する。

附 則 (昭和59年4月18日自保第78号)

1. この要綱は、昭和59年度の補助金から適用する。

附 則 (昭和60年4月23日地保第73号)

1. この要綱は、昭和60年度の補助金から適用する。

附 則 (昭和61年4月14日地保第81号)

1. この要綱は、昭和61年度の補助金から適用する。

附 則 (昭和62年6月4日地保第105号)

1. この要綱は、昭和62年度の補助金から適用する。

附 則 (昭和63年4月8日地保第100号)

1. この要綱は、昭和63年度の補助金から適用する。

附 則 (平成元年6月8日地保第158号)

1. この要綱は、平成元年度の補助金から適用する。

附 則 (平成2年6月8日地保第113号)

1. この要綱は、平成2年度の補助金から適用する。

附 則 (平成3年4月12日地保第112号)

1. この要綱は、平成3年度の補助金から適用する。

附 則 (平成4年4月9日自保第116号)

1. この要綱は、平成4年度の補助金から適用する。

附 則 (平成5年4月1日自保第135号)

1. この要綱は、平成5年度の補助金から適用する。

附 則 (平成6年6月23日自保第147号)

1. この要綱は、平成6年度の補助金から適用する。

附 則（平成7年4月28日自保第160号）

1. この要綱は、平成7年度の補助金から適用する。

附 則（平成8年5月10日自保第127号）

1. この要綱は、平成8年度の補助金から適用する。

（経過措置）

2. 平成8年度に交付申請をしようとする者は、要綱第4条の規定にかかわらず、申請書の提出は5月31日までとする。

附 則（平成9年5月30日自保第126号）

1. この要綱は、平成9年度の補助金から適用する。

附 則（平成10年6月17日自保第128号）

1. この要綱は、平成10年度の補助金から適用する。

（経過措置）

2. 平成10年度の申請期限は、自動車事故相談及び示談あっ旋事業、交通遺児育成基金事業、自動車事故防止事業、都市交通の安全・円滑化に資するバス利用促進等総合対策事業、運転者安全運転指導事業及び自動車事故救急法普及事業については、要綱第4条の規定にかかわらず、8月15日までとする。

ただし、都市交通の安全・円滑化に資するバス利用促進等総合対策事業のうちオムニバスタウン整備総合対策事業費及び個別対策事業費のうち超低床ノンステップバス、低床スロープ付きバス又はリフト付きバスを導入する事業費に係る申請にあつては、11月15日とする。

附 則（平成11年5月31日自保第128号）

1. この要綱は、平成11年度の補助金から適用する。

（経過措置）

2. 平成11年度の申請期限は、自動車事故相談及び示談あっ旋事業、自動車事故防止事業のうち道路運送運行管理システム国際化等対策事業及び交通事故障害者スポーツ振興事業については、要綱第4条の規定にかかわらず、8月15日までとする。

附 則（平成12年7月11日自保第119号）

1. この要綱は、平成12年度の補助金から適用する。

（経過措置）

2. 平成12年度の申請期限は、都市交通の安全・円滑化に資するバス利用促進等総

合対策事業のうち個別対策事業費のうち超低床ノンステップバス、低床スロープ付きバス又はリフト付きバスを導入する事業費に係る申請にあつては、要綱第4条の規定にかかわらず、11月30日までとする。

附 則（平成13年12月14日国自保第146号）

1. この要綱は、平成13年度の補助金から適用する。

（経過措置）

2. 平成13年度の申請期限は、自動車事故医療体制整備事業のうち短期入院協力費に係る申請にあつては、要綱第4条の規定にかかわらず、3月1日までとする。

附 則（平成14年4月24日国自保第46号）

1. この要綱は、平成14年度の補助金から適用する。

附 則（平成15年6月9日国自保第387号）

1. この要綱は、平成15年度の補助金から適用する。

附 則（平成15年11月7日国自保第1432号）

1. この要綱は、平成15年度の補助金から適用する。
2. 平成15年度の交付申請期限は、介護料支給業務に係る申請にあつては、要綱第4条の規定にかかわらず、11月10日までとする。

附 則（平成16年4月7日国自保第20号）

1. この要綱は、平成16年度の補助金から適用する。

附 則（平成17年3月28日国自保第1768号）

1. この要綱は、平成17年度の補助金から適用する。

附 則（平成18年3月17日国自保第1318号）

1. この要綱は、平成18年度の補助金から適用する。

附 則（平成18年12月20日国自保第1207号）

1. この要綱は、平成18年12月20日から適用する。

附 則（平成19年3月23日国自保第1554号）

1. この要綱は、平成19年度の補助金から適用する。

（経過措置）

2. 第14条第1項(3)及び第3項の規定については、昭和55年度の補助金から適用する。

附 則（平成20年3月14日国自保第1232号）

1. この要綱は、平成20年度の補助金から適用する。

附 則（平成21年3月10日国自保第948号）

1. この要綱は、平成21年度の補助金から適用する。
附 則（平成21年 5月18日国自旅第36号）
1. この要綱は、平成21年 5月18日から適用する。
附 則（平成22年 3月19日国自保第1048号）
1. この要綱は、平成22年度の補助金から適用する。
附 則（平成23年 3月25日国自保第1189号）
1. この要綱は、平成23年度の補助金から適用する。
附 則（平成24年 3月30日国官参自保第704号）
1. この要綱は、平成24年度の補助金から適用する。
附 則（平成25年 3月25日国官参自保第986号）
1. この要綱は、平成25年度の補助金から適用する。
附 則（平成25年 7月16日国官参自保第258号）
1. この要綱は、平成25年 7月16日から適用する。
附 則（平成26年 3月26日国官参自保第919号）
1. この要綱は、平成26年度の補助金から適用する。
附 則（平成27年 3月27日国官参自保第872号）
1. この要綱は、平成27年度の補助金から適用する。
(経過措置)
2. 平成26年度までに交付した交通遺児修学援助事業（高等学校奨学金貸与事業）及び交通遺児育成基金事業については、以下のとおりとする。
 - (1) 公益財団法人交通遺児育英会は、交通遺児修学援助事業を事情の変更により中止又は廃止した後、当該貸付事業に基づく貸付金の交付を受けた者から当該貸付金の返還を受けた場合には、貸付金のうち補助金の占める割合を限度として、国庫に納付しなければならない。
 - (2) 大臣は、「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定。以下「見直し等」という。）に基づき、見直し等の対象である事業者（公益財団法人交通遺児育英会及び公益財団法人交通遺児等育成基金）が、当該見直し等において講じることとされた措置内容等及びそれに準じる措置等を実施する場合には、交付した補助金の全部又は一部の返還を期限を付して命ずるものとする。なお、延滞金の徴収については、要綱第14条第3項の規定を準用する。
 - (3) 見直し等の対象である事業者は、交付された補助金全額を返還するまで、毎

年度実施する措置内容等に関する事項を大臣あてに報告しなければならない。

(4) 大臣は、見直し等に基づく措置内容等の指導監督を行う。

附 則（平成28年11月21日国自安第152号国自技第174号）

1. この要綱は、平成28年度の補助金から適用する。